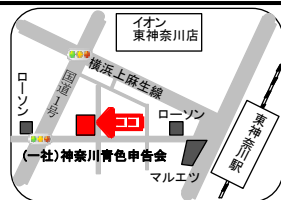


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3 1F 竹和式番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



■ 決算指導会 のお知らせ

令和7年12月1日(月)
～令和8年1月20日(火)

決算指導会は、決算書の作成に向けて、決算整理や決算書の作成のしかたをサポートする指導会です。また確定申告に準備するものの確認なども行います。確定申告指導会での待ち時間短縮にもつながりますのでご来所のほどお願いいたします。

■ ご持参書類は・・・？

- ①直近まで記帳した各種帳簿、月別統括集計表、合計残高試算表 等
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
- ②過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税、消費税）の控え
- ③事業で使用している預金通帳
- ④経理処理が分からない取引がある場合、その関係資料
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



特 典

記帳確認指導会（9月～）と決算指導会（12月～）に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることが出来ます。（港北出張所は除きます。）ご希望の予約日を指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は45分です。（1会員につき1回限り）

優先予約期間は 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）まで です。

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

決算指導会・確定申告指導会に向けて

- ・令和7年分の税制改正における基礎控除をはじめとした控除の変更もあり確定申告時期は混雑が予想されます。来年1月後半から始まる確定申告指導会では記帳指導は行いませんので、記帳の仕方や会計ソフトの入力の仕方等のご相談は年内のご来所をお願いします。複式簿記で記帳が不十分な場合は青色申告特別控除は10万円控除となります。
- ・確定申告期間中は、来所者のご相談対応を優先しているため、電話がつながりにくくなることが予測されます。電話でのご相談はご遠慮いただき、ご来所にてご相談願います。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。
- ・確定申告期間中は、インボイス制度の説明、登録申請等サポートのご対応ができませんので、インボイス制度の詳細を確認したい方や登録申請等のご相談は、令和7年12月12日までにお願いします。

消費税の簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期について

簡易課税制度は、その課税期間の前々年である基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（令和7年分の申告から簡易課税の適用を受ける場合は、令和6年12月末日までに「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。簡易課税制度の選択は任意です。）。

ただし、免税事業者の方が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。また、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、当該課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。（例えば、令和6年分の消費税申告において2割特例の適用を受けた個人事業者が、令和7年分の申告で簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和7年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。）

■ 年末調整指導会のお知らせ

令和7年12月1日(月)
～令和8年1月15日(木)

専従者及び従業員を雇用している事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税を納めなければいけません。つきましては、上記の日程にて『年末調整指導会』を開催いたしますので、下記書類等をご持参のうえご来所ください。

納税額が0円の場合でも年末調整の手続きと納付書の提出が必要になります。

●源泉所得税の納付・提出は・・・令和8年1月20日(火) まで(納期特例適用者)

■ご持参書類は・・・？

- ①令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿(住所、氏名、生年月日、総支給金額、算出税額のご記入をお願いいたします)
- ②令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(ご記入をお願いいたします)
- ③令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書(ご記入をお願いいたします)
- ④令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書(ご記入をお願いいたします)

⑤源泉所得税の納付書

⑥給与支払報告書(個人別明細書) 緑色2枚複写

⑦給与支払報告書(総括表)・普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

⑧上記①～⑤の昨年分の控え(⑤納付書については今年度上期分も必要です)

⑨専従者、従業員の方が支払われた各種控除証明書類

国民年金、生命保険料、地震保険料、小規模企業共済掛金等

⑤源泉所得税の納付書

→税務署より郵送されます。

⑥給与支払報告書(個人別明細書)

⑦給与支払報告書(総括表・普通徴収切替理由書)

→横浜市特別徴収事務センター

より郵送されます。

⑨ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 や給与支払報告書(個人別明細書・総括表)等にマイナンバーを記載する必要がありますので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

① 令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

従業員、専従者の住所、氏名、生年月日、1月～12月まで支給した給与・賞与額、源泉税額等のご記入をお願いします。

扶養親族等の所得要件が改正されました。扶養している親族がいる場合はその親族の所得(収入)を把握しておく必要があります。

⑤ 源泉税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要です。

住所、氏名等が印字されている⑦本用紙(横浜市特別徴収事務センターより郵送されます)をご持参ください。

①～④国税庁HPよりダウンロード出来ます。

本年12月に行う年末調整においては基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、特定親族特別控除の創設など改正が行われていますのでご注意ください。10月号掲載のとおり

会員旅行

OH!! 発酵、健康、食の魔法!! と

弓削多醤油・サイボクハムの旅

10月7日（火）親睦日帰りバス旅行が行われました。前日まで暑い日が続いていましたが当日は少し涼しく感じる曇り空の下楽しい1日がスタートしました。新横浜駅を予定通り出発し、車中ではDVDによる税務研修を行い、最初の目的地発酵のテーマパーク「OH!!」に到着しました。

そしてまずはキムチ体験施設へ。エプロンをつけ、講師の方の説明を聞きながら白菜にヤンニョムをもみ込む作業に挑戦しました。慣れない作業に戸惑いながらも皆さん様々な調味料を入れて自分好みのオリジナルキムチ作りに夢中でした。完成したキムチはそれぞれ少しずつ味が違い、手作りの面白さを実感しました。キムチ体験の後の昼食では大山鶏の塩糍漬け薪火焼のメイン料理と頂鱒野菜がたっぷり楽しめるお食事を堪能しました。

次に訪れたのは創業百年以上の歴史を誇る弓削多醤油。蔵の中には木桶が並び、醤油の香ばしい香りが漂っていました。弓削多醤油のガイドの方から醤油の原材料、造り方、もろみの色の違い、木桶の秘密、醤油の搾りなどについて伺いました。短期間で作る醤油と異なり、杉製の木桶で時間をかけて発酵、熟成させることで香りのよいコクのある醤油ができたというお話が印象的でした。

最後に訪れた豚のテーマパーク「サイボク」ではサイボク自慢のお肉やハム、ウインナーなどの加工品が豊富に並んでおり、見ているだけで楽しかったです。お土産に購入しましたゴールドデンポークのもつ煮とポークカレーは、家族にも好評でした。



サイボクの後は帰路に着きました。一日を通して普段なかなか話す機会の少ない会員同士が交流を深め笑顔の絶えない時間となりました。来年もまた多くの会員の皆様と素敵な時間を共有できることを楽しみにしています。

横 浜 市 よ り

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和8年2月2日（月）です！

※提出にあたりご留意いただきたいこと※

○ 早期提出のご協力をお願いします。

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています。

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
Tel.045(671)4471

受付時間：8時45分～17時15分
（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収 検索

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

【提出期限】令和8年2月2日（月）です！

■重要なお知らせ

★令和8年1月から償却資産申告書等の様式が変わります！

これまでの複写式（提出用・控用の2枚）から単票（提出用）のみの形式へと変更されます。控用が必要な場合は、あらかじめ提出用をコピーするなどして控用をご準備ください。郵送での申告の場合は、ご準備いただいた控用と切手を貼った返信用封筒を同封していただくことで、返送対応いたします。

※控用のご準備や切手を貼った返信用封筒が無い場合は、こちらで複写・返送の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）
〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
Tel.045(671)4384

受付時間：8時45分～17時15分
（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）
※区役所では受け付けておりませんので
ご注意ください。



横浜市 償却資産センター 検索

eLTAXによる電子納付をご利用ください！

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、個人市民税・県民税（退職所得）、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）が納付できます。

エルタックス 検索

「減価償却計算書」 「不動産所得の収入の内訳書」 について

[illegible][illegible]

※12月12日以降は送付することはできませんので、
予めご了承ください。



神奈川・港北区民まつりに参加!!

本年も神奈川県（10月12日
反町公園）・港北区（11月8
日横浜アリーナ）の両区民ま
つりに出店参加し、お楽しみ
ゲームと青色申告制度等税の
PRを行いました。

毎年好評な「お楽しみガラ
ポンゲーム」を実施。大勢が
訪れ、盛況に終わることがで
きました。ご協力頂いた役員
の皆様、ありがとうございました。

港北出張所開設日 (月・木曜日開設)

年末調整の相談で比較的混み合う事が予想されます。本部事務局もぜひご利用ください！

●開設日

12月 1日(月)・4日(木)・8日(月)・11日(木)
15日(月)・18日(木)・22日(月)・25日(木)

1月 5日(月)・8日(木)・15日(木)・19日(月)
22日(木)・26日(月)・29日(木)

●相談受付時間

10時～11時・13時～14時

●電話番号

070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお答えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で
積立をしたい

制度の特長

- 1
経営者のための退職金制度
- 2
掛金は全額所得控除
- 3
受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
 共済相談室 TEL: 050-5541-7171
 受付時間 平日 9:00~17:00

経営者のための
退職金制度です！

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

掛金払込証明書の電子交付、掛金月額増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

Be a Great Small
中・小規模

命のくに

[illegible]

事務局休業のお知らせ

12月5日(金)

職員研修のため午後休業



12月26日(金)から1月4日(日)
右記期間年末年始休業

皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・協力をお願いいたします。